

オンラインセミナー



原発事故で生じた除去土壌を 公共工事で使う？

「復興再生利用」って何？

2025年2月9日(日) 14:00-15:00
2月11日(火) 14:00-15:00

解説: 満田夏花 (FoE Japan)



本日の 主な内容

- イントロダクション
- “除去土壌” = 汚染土はなぜ発生した？
- 「復興再生利用」とは？
- 「30年後、県外処分」の空約束
- 実証事業が相次ぎ撤回へ
- 汚染土再生利用の主な問題点
 - ✓ 法的根拠不明
 - ✓ 管理期間の記載なし
 - ✓ 環境中に放射性物質を拡散
 - ✓ 内部被ばく
 - ✓ 年1mSvのまやかし
 - ✓ 事前の情報公開、住民への説明会の記載なし
 - ✓ 福島県との約束も事実上反故に
 - ✓ 政策決定プロセス
- パブコメの出し方、注意点

さて、本題…

あなたの近所で始まった工事。
こんな表示が…。
何のことか
わかるでしょうか？



「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（＝放射性物質汚染対処特措法）施行規則の一部を改正する省令案（＝環境省令案）等」が[パブリック・コメント](#)にかかっています（2月15日まで）

この省令改正案により、除染で生じた汚染土（＝“除去土壌”）が全国の公共事業等で利用できるようになります。

あなたの近所で突然工事が始まるかもしれません。住民への事前説明会は不要。工事現場に看板は立ちますが、「除去土壌」とか「復興再生利用」とか書いてあってもなんのことやら…。

省令案を読んでも、なんのことやらわからない…

ガイドライン案と省令案の関係性がよくわからない…

ガイドライン案に「復興再生利用の基準（案）」が登場するが、どれのこと？

資料は多すぎて、どこを読んでいいのかわからない…

電通に多額のお金を投じて「理解醸成」活動を行っているのに、省令案がどういうものか、説明会・公聴会を行わない…

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集について

募集中

[パブコメページ](#)

f facebook

X (旧Twitter)

カテゴリー	環境保全
案件番号	195240105
定めようとする命令などの題名	<ol style="list-style-type: none">平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令<ol style="list-style-type: none">公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法の一部改正復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法除去土壌の処分に係る代行告示
根拠法令条項	<ol style="list-style-type: none">平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十条第二項、第四十一条第一項及び第二項<ol style="list-style-type: none">平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第三号イ、第二項第四号イ及び同条第四項第二号イ及び同条

意見募集要領（提出先を含む）	意見募集要領 PDF
命令などの案	<p>1. 放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令 PDF</p> <p>2. (1)公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件 PDF</p> <p>2. (2)除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置 PDF</p> <p>2. (3)特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法の一部改正 PDF</p> <p>2. (4)復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度 PDF</p> <p>2. (5)復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項 PDF</p> <p>2. (6)除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法 PDF</p> <p>2. (7)除去土壌の処分に係る代行告示 PDF</p>
関連資料、その他	<p>除去土壌の埋立処分及び再生利用等の基準案のポイント 📄</p> <p>復興再生利用に係るガイドライン（案）について 📄</p> <p>放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準について1（審議会資料） 📄</p> <p>放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準について2（審議会資料） 📄</p>
資料の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口（環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室）にて配付 ・ 郵送

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認しました。

戻る

意見入力へ

中間貯蔵施設における除去土壌等の 再生利用方策検討ワーキンググループ（第9回）

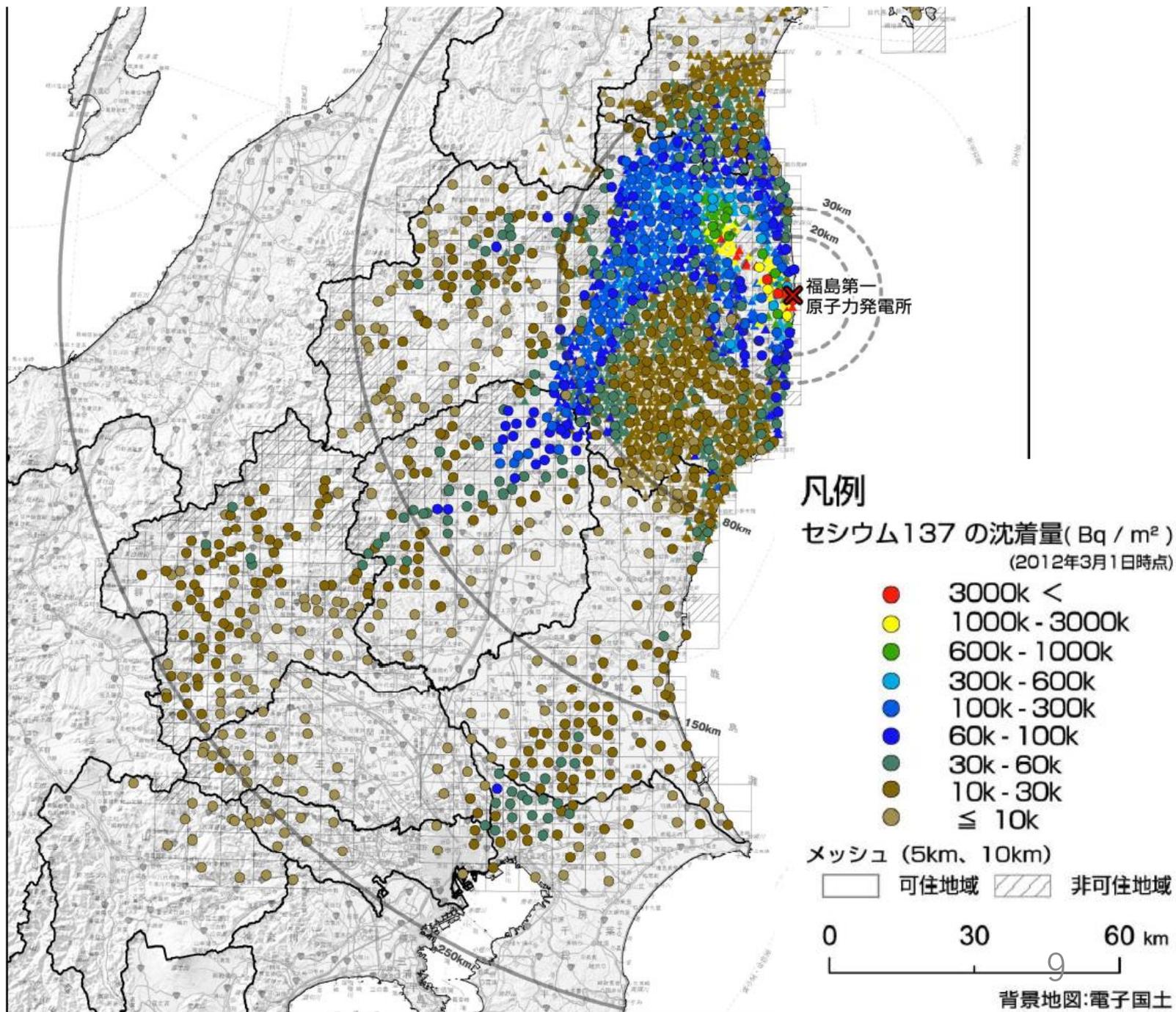
▼ページ内インデックス

■ 配布資料一覧

- [議事次第](#)  (61KB)
- [資料1-1 第8回再生利用WGでの指摘事項とその対応方針案](#)  (73KB)
- [資料1-2 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議について](#)  (543KB)
- [資料1-3 復興再生利用の基準・埋立処分基準の策定に向けた進捗状況](#)  (74KB)
- [資料1-4 復興再生利用に係るガイドライン（案）](#)  (3.1MB)
- [資料1-5 復興再生利用に係るガイドライン（案）参考資料](#)  (6.1MB)
- [資料2 福島県（中間貯蔵施設）内での道路盛土実証事業の実施状況](#)  (3.6MB)
- [資料3 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略に係る取組目標の達成状況と今後の課題（再生利用関係）](#)  (408KB)
- [参考資料1 中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討ワーキンググループ（再生利用WG）の設置要綱](#)  (84KB)
- [参考資料2 中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討ワーキンググループ（第8回）議事録](#)  (311KB)
- [参考資料3 再生資材化した除去土壌の利用に係るガイドラインのポイント（案）](#)  (758KB)
- [参考資料4 道路盛土実証事業に関する参考資料](#)  (1.7MB)

セシウム137の測定結果

出典：「文部科学省による、①ガンマ線放出核種の分析結果、及び②ストロンチウム89、90の分析結果（第2次分布状況調査）について」（2012年9月12日）



東京電力福島第一原子力発電所事故からの環境再生の取組

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生。
- 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染等の取組を実施、除去土壌等が発生。
- 福島県内で発生した除去土壌等については、大熊町・双葉町に設置させていただいた中間貯蔵施設に保管中。中間貯蔵後30年以内(2045年3月まで)に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。
- 福島県外の除去土壌については、現在仮置場等に保管されている状況。
- 今後の復興(※)に向け、中間貯蔵施設や仮置場等に保管されている除去土壌の処理を進める必要がある。
※「福島復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし。」(福島復興再生基本方針(閣議決定))

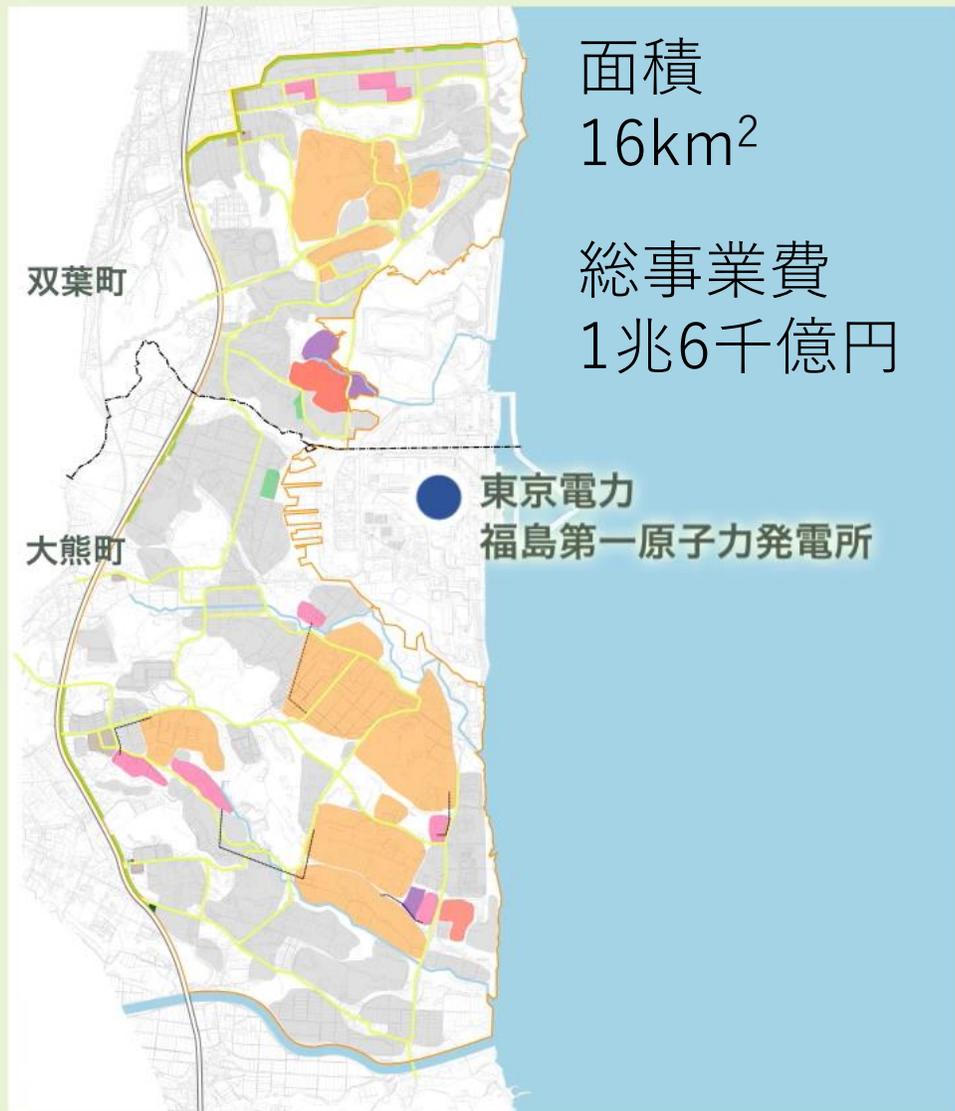


[放射線審議会環境省提出資料](#)より

(2024年10月29日)

(2024年10月時点)

中間貯蔵施設の概要



除染で生じた土、焼却灰などを運び込む

輸送対象物量
約1300万m³

2024年3月時点

東京ドーム約11個分

2021年度で概ね搬入完了

中間貯蔵開始後30年以内（2045年）
に、福島県外で最終処分

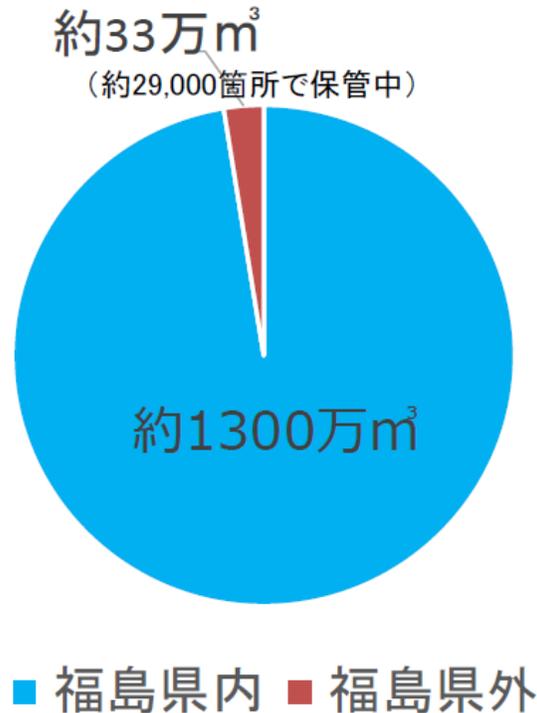


中間貯蔵施設

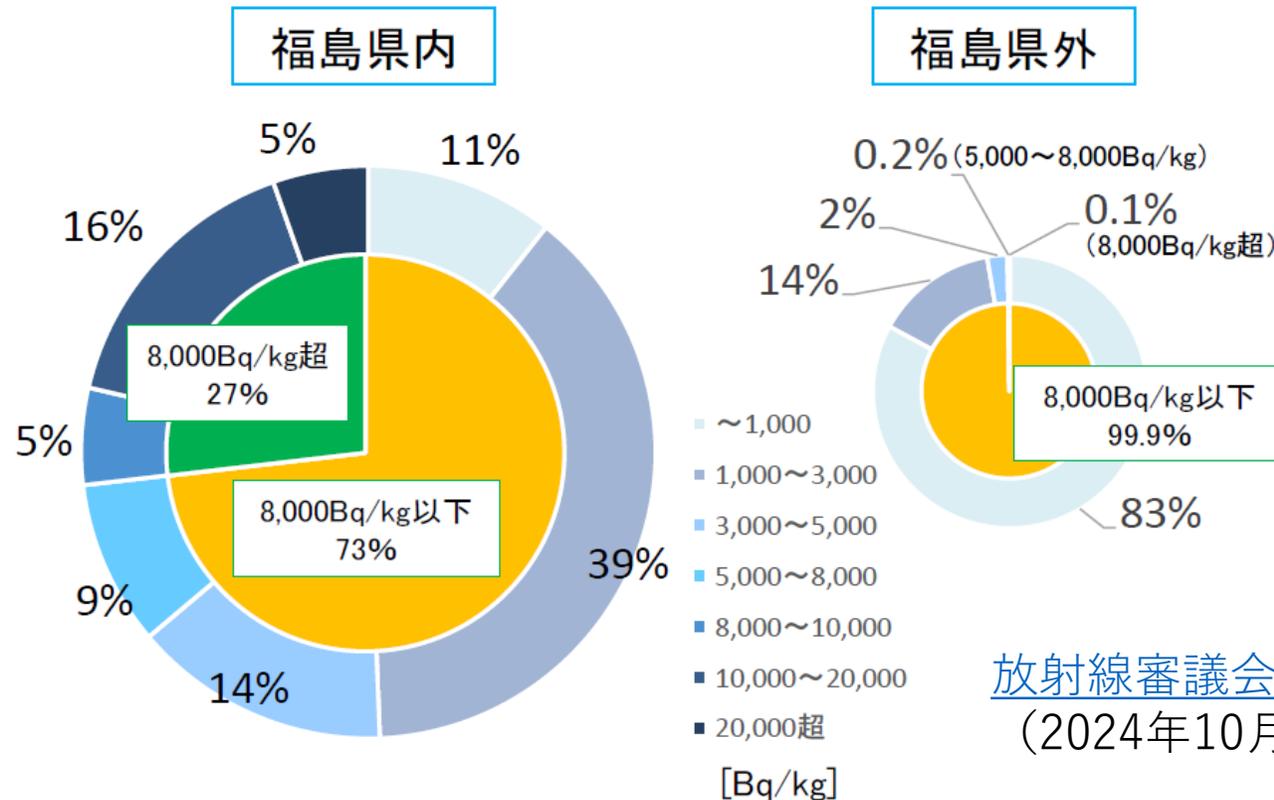
(参考)除去土壌の保管量及び放射能濃度

- 除去土壌の保管量は、福島県では約1,300万 m^3 (中間貯蔵施設で保管)、福島県外では約33万 m^3 (約29,000箇所で保管)。
- 除去土壌の放射能濃度は、例えば、8,000Bq/kg以下の除去土壌の量の割合を見ると、福島県では73%、福島県外では99.9%。

【除去土壌の保管量】



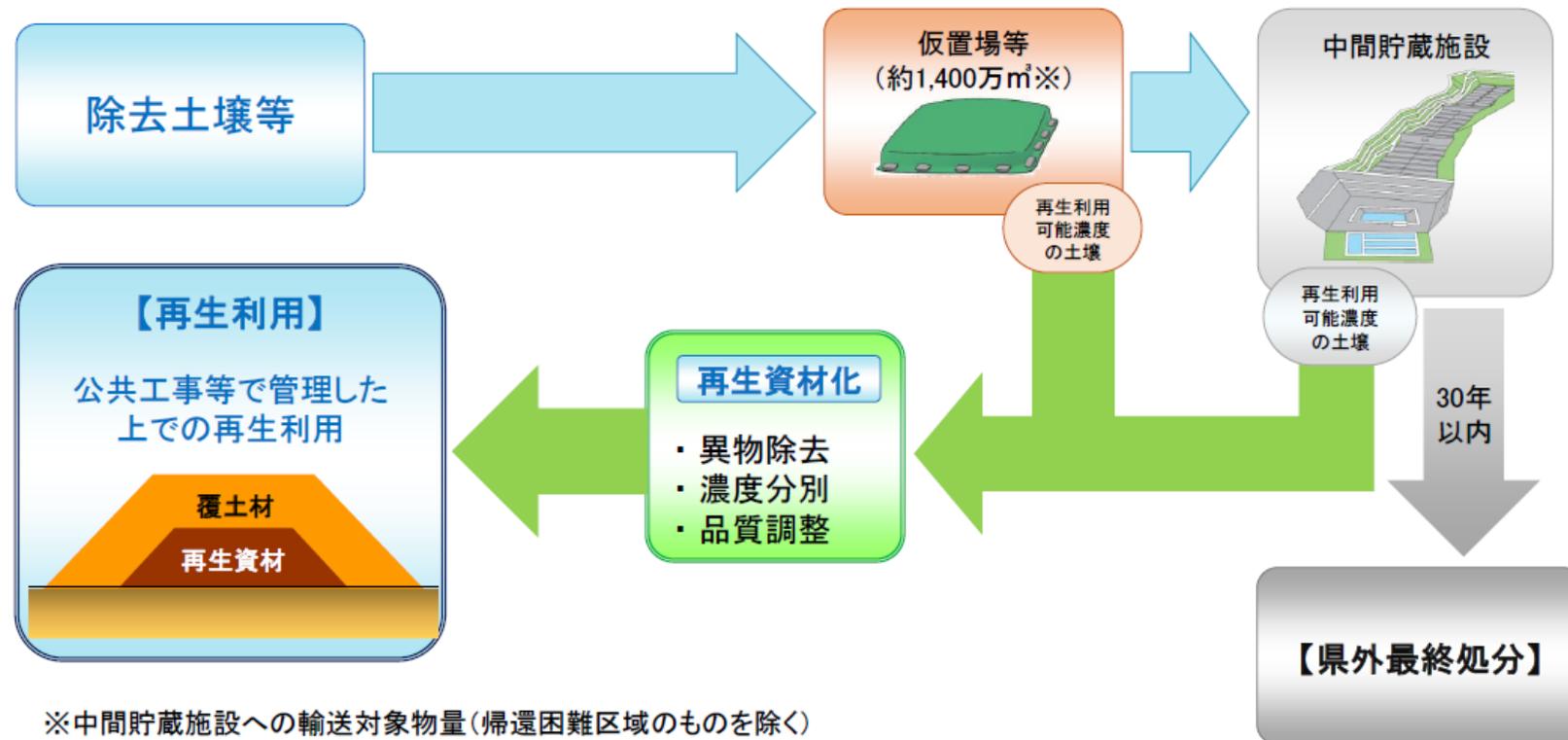
【除去土壌の放射能濃度】



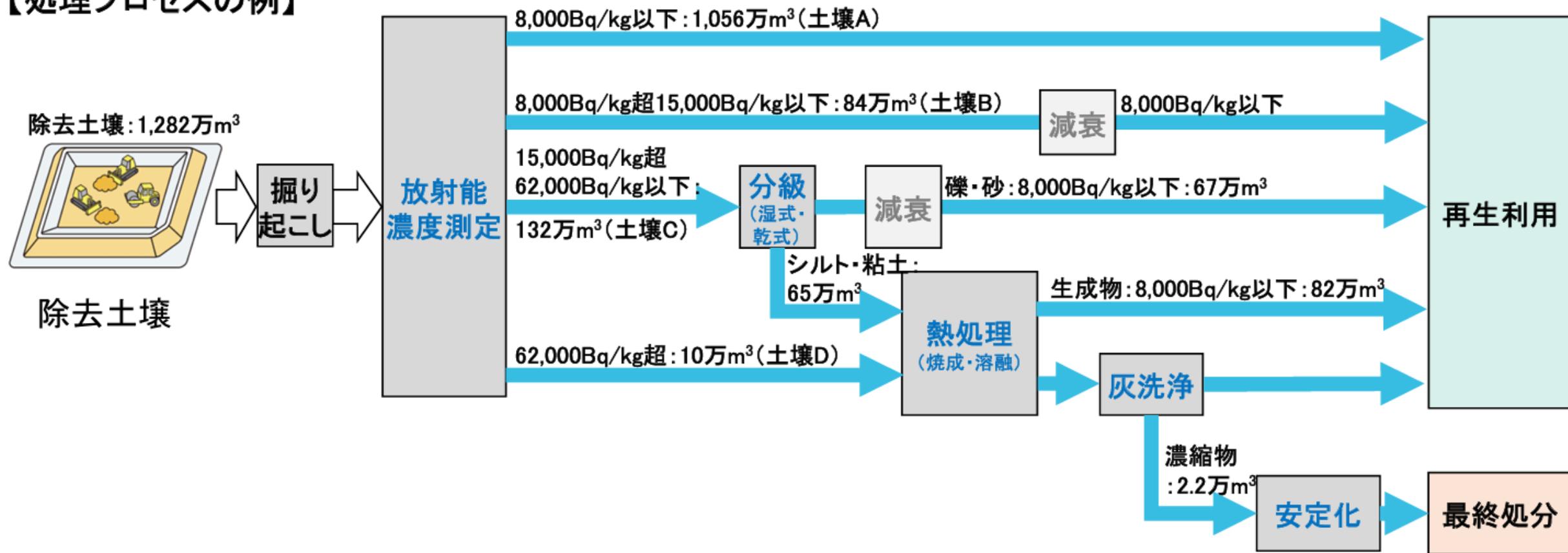
放射線審議会環境省提出資料
(2024年10月29日)

除染で生じた汚染土の再生利用

- 福島県内で発生した除去土壌等については、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしている。
- 福島県内の除去土壌等の県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいるところ。

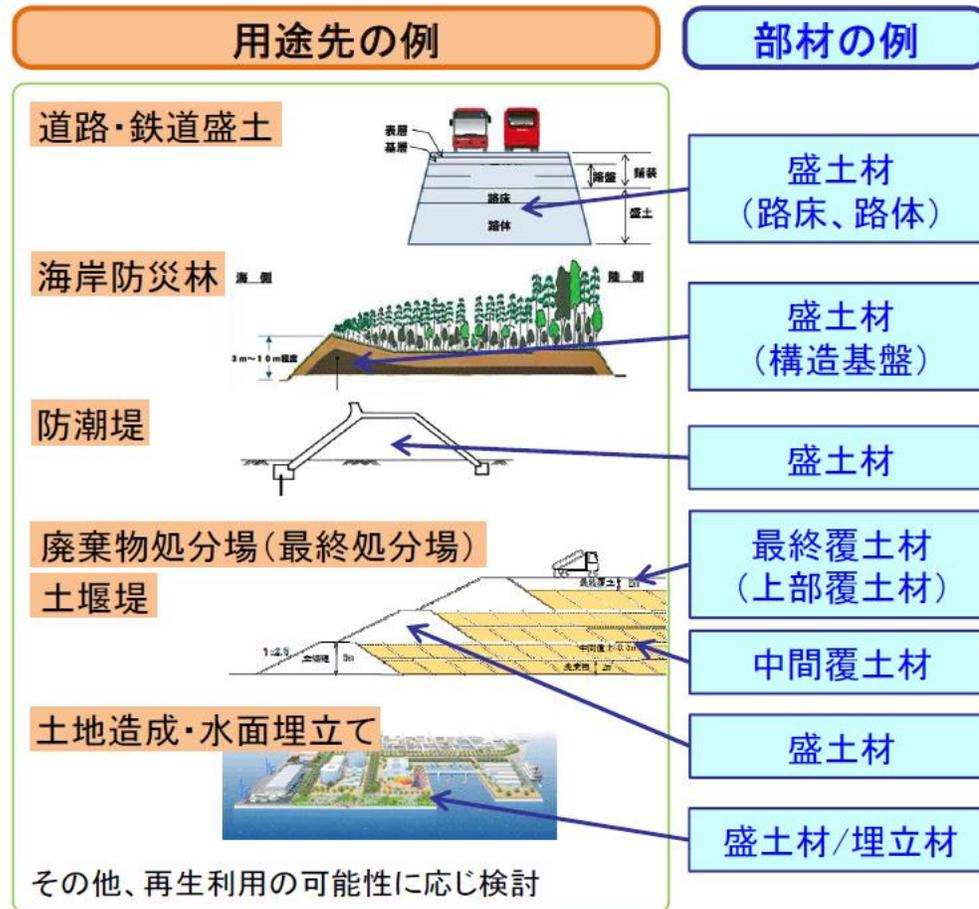


【処理プロセスの例】



中間貯蔵施設における除去土壌等の
 減容化技術等検討ワーキンググループ (第1回)
 技術実証の実施状況及び評価方法について
 (2022年9月12日)

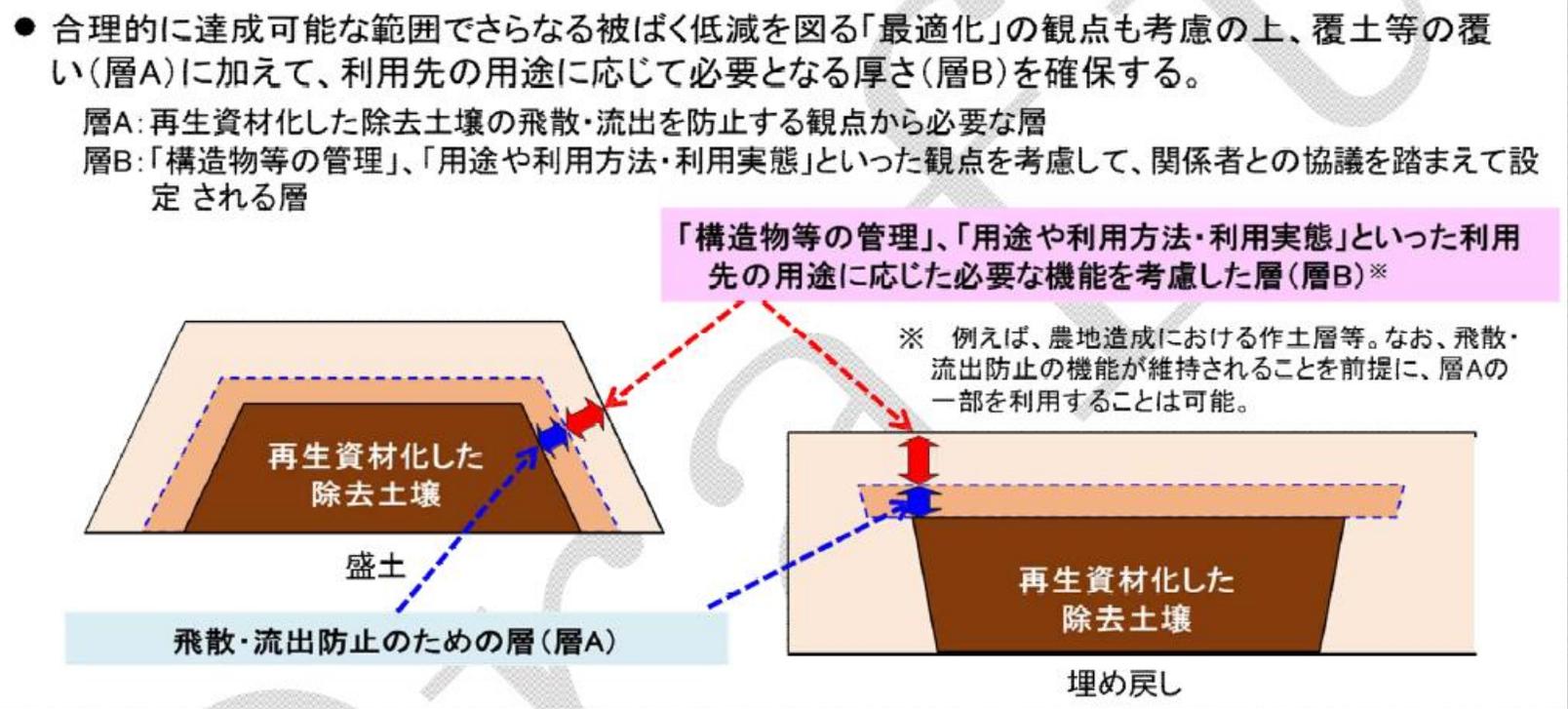
どこに使われる？



(1) 覆土等の覆いの基本的な考え方

復興再生利用に当たって、除染実施者は再生資材化した除去土壌が飛散・流出をしないよう、覆土等の覆いにより表面を覆う等の必要な措置を講ずるとされている。

このことから、除染実施者は、再生資材化した除去土壌の飛散・流出を防止するために、図2-8のとおり飛散・流出防止のための覆土等の覆い（層A）を設ける。なお、覆土等の覆い（層A）に加えて、事業実施者により利用先の用途に応じた必要な機能を考慮した層（層B）が設けられる。



層A：20-30cm

[復興再生利用に係るガイドライン（案）p.2-17](#)

図2-8 覆土等の覆いの考え方

用途先	遮へい条件	年間の再生資材利用作業期間に応じた再生利用可能濃度 (Bq/kg) ※1			追加被ばく線量の更なる低減のために必要な覆土等の厚さ (cm)
		6か月 ※2	9か月 ※2	1年 ※2	
盛土	土砂やアスファルト等で被覆	8,000 以下	8,000 以下	6,000 以下	50 cm 以上
	コンクリート等で被覆	8,000 以下	8,000 以下	6,000 以下	50 cm 以上 ※3
	植栽覆土で被覆	8,000 以下	7,000 以下	5,000 以下	100 cm 以上 ※3
廃棄物処分場	中間覆土材	8,000 以下	8,000 以下	8,000 以下	10 cm 以上 ※4
	最終覆土材	8,000 以下	7,000 以下	5,000 以下	30 cm 以上 ※3
	土堰堤	8,000 以下	8,000 以下	8,000 以下	30 cm 以上
埋立材・充填材	植栽覆土で被覆 ※5	7,000 以下	6,000 以下	4,000 以下	40 cm 以上 (草本類) 100 cm 以上 (木本類) ※3
農地 (園芸作物・資源作物)	土砂等で被覆 (埋戻し用途) ※6	8,000 以下	6,000 以下	5,000 以下	50 cm 以上
	土砂等で被覆 (嵩上げ用途) ※7	6,000 以下	6,000 以下	5,000 以下	50 cm 以上

こちらの資料では用途ごとに放射能濃度も制限がかかり、覆土の厚さも50cm以上、100cm以上などとされている。
 …今回のガイドライン案では、8000Bq/kg以下のみで、覆土も20-30cmとのみ書かれている。

環境省「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」

平成28年6月30日

平成29年4月26日 一部追加

平成30年6月1日 一部追加

「復興再生利用」って何？

環境省令

五十八条の四 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の処分のうち復興再生利用（事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化（除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。）した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理するを含む。）をいう。以下同じ。）の基準は、次のとおりとする。（以下略）

要は、汚染土の「処分」の一形態として、①復興のため、②適切な管理のもとで、③再利用することを「復興再生利用」と定義したいらしい。
が、意味不明の造語。イメージ戦略か？
そして、（ ）の中に（ ）が2つ！



「30年後、県外処分」の空約束

2011年6月 原発事故後、放射性物質で汚染された廃棄物の処分場を各県に建設する方針（環境省から打診）

⇒「福島県は被害者。県内で最終処分することはない」（当時の福島県佐藤知事）

2011年8月、菅直人首相が、佐藤県知事に「中間貯蔵施設」の受け入れを打診（「最終」が「中間」に）

2011年10月、細野豪志環境大臣が、施設の設置期限を30年以内とし、汚染土は県外で最終処分するという基本方針を示した。

「除染で集めた土をそのまま移動するということは、おそらく難しい。しっかりと減容化する技術を開発しなければならない。〈中略〉その技術を実際に開発して安全な状態で運び得る状況をつくらなければ移動させるべきではない、そういう判断で30年という期間を設定した」

（2011年11月の衆議院予算委員会にて）

出典：朝日新聞デジタル「「土」の行方～原発事故の宿題～最終処分のはずが「30年の中間貯蔵」に 二転三転させた政治家2人」 2022年12月28日 15時00分

「30年後、県外処分」の空約束

福島復興再生基本方針（2012年7月13日）

除染等の措置等の実施に伴い生じた土壌等に係る仮置場の確保や中間貯蔵施設の在り方について、国として責任を持って、福島県及び県内市町村と誠実な協議を行うとともに、**中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。**

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（改正JESCO法）（2014年11月17日）

（国の責務）

第三条

2 国は、前項の措置として、特に、中間貯蔵を行うために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、**中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする**

地権者の想いは？

「30年中間貯蔵施設地権者会」会長の門馬好春さん

「再利用という聞こえの良い言葉を使い、本来は1か所に閉じ込めるべき除染土を各地にばらまこうとするのは論外だ。原発の再稼働と同じく、福島事故から時間がたって何をしても許されると思わせるような国の動きが目につく」

「そもそも除染土の最終処分は、事故を起こした東電がまず責任を負うべきだ。例えば東電の土地に除染土の凝縮を図り、資金や人手など足りない部分を国が肩代わりすることを検討すべきだ。こうした処分法については、日本全体の問題として国民に開かれた場で議論を進めてほしい」

出典：東京新聞「原発事故の除染土「後始末が家の目の前で…」 新宿御苑、所沢、つくばで福島県外再利用の計画浮上」2022年12月10日

実証事業

(福島県内)

- 南相馬市東部仮置き場内…盛り土など
- 二本松市原セ才木地区…農道 → 住民の反対により撤回に
- 飯舘村長泥地区…農地造成
- 南相馬市小高区…常磐道 → 住民の反対により撤回に

(福島県外)

- 埼玉県所沢市環境調査研修所 → 住民の反対により棚上げ状態続く
- 東京都新宿区新宿御苑 → 住民の反対により棚上げ状態続く
- 国立環境研究所でも？…説明会未実施

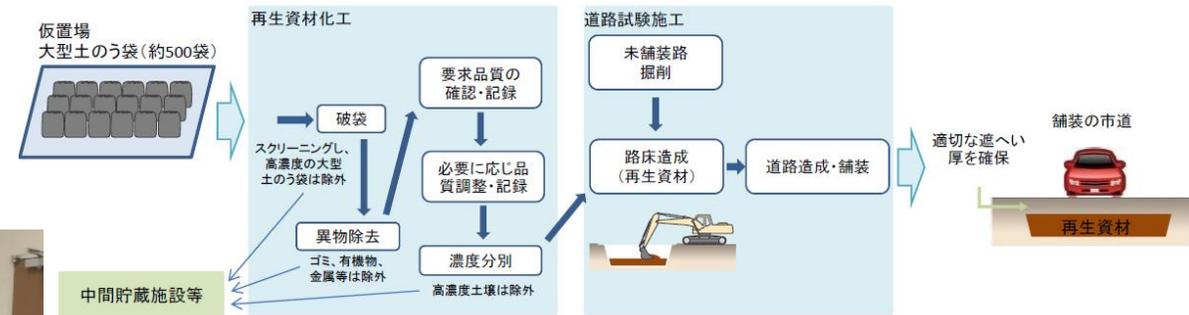
実証事業（福島県内）

- 南相馬市東部仮置き場内
… 2017年4月から、再生資材化実証試験および試験盛り土。空間線量率、浸出水など測定
- 二本松市原セオ木地区
… 2016年11月頃から地元で打診を開始→2017年12月に計画が明らかに→住民の反対の声が高まり、2018年6月に撤回
- 飯舘村長泥地区
… 「特定復興拠点区域復興再生計画」として計画された。比曾川沿いの農地を嵩上げし、農地造成に利用。50cmの覆土を行い、園芸作物、資源作物を栽培する計画だったが、のちに、覆土なし、野菜栽培も実施。水田試験エリアも。
- 福島県南相馬市小高区
… 常磐道の拡幅工事で約100メートルにわたって盛り土に使用する計画。2018年12月に南相馬市議会で環境省が説明。住民の反対により、その後立ち消えに

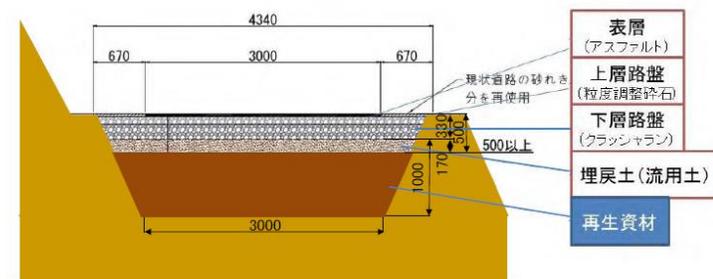


二本松市原セオ木地区の例

200メートルくらいの農道を掘削し、近くの仮置き場に積まれた除染土500袋を、袋から出して路床材として埋め、50cm程度の覆土を行うという計画だった



※実証事業中は適宜、放射線モニタリング等を実施



道路断面の模式図

二本松市の住民の声

- 原セオ木地区の21戸の中で9戸しか参加していない中で、説明会が開催され、「地元了解」ということにされてしまった。
- 最初の説明会では、私ともう一人くらいが反対。あとの人は無言。小さくなっていた。そのあと、学習会に参加して、多くの人たちが同じことを考えていることを知った。「ああ、反対してもいいんだな」と思った。
- 周辺は農地。農道の脇には水も流れている。放射性物質の拡散が心配。
- 除染土を全量はかるわけではない。袋の表面の汚染密度だけである。モニタリングとしても不足。
- 実証事業は、800億円をかけて除染した土を、また3億5,000万円かけてもとに戻すもの。同じ距離の農道を舗装するのならば260万円ですむ。
- いまある除染土の仮置き場は、地元住民のたいへんな葛藤の中で決まった。”中間貯蔵施設に運ぶ”という約束であった。
- **実証事業は、最終処分地になってしまう**。約束違反になる。

実証事業の共通点

- 「福島復興のため」「30年後の県外処分という約束」という大義名分をふりかざす。
→その前提に対する疑問の声はきかない
- 再生利用ありき
→政策決定段階で、説明会や公聴会は開かれていない
- 水面下で打診→住民たちは突然知らされる
- 住民説明会は、なるべく小規模に。公開はされない
→反対できない、議論できない場に
- 実施目的、管理責任、管理期間など曖昧→「安全」のデモンストレーションが目的化

汚染土再利用の主な問題点

法的問題

- ①ダブルスタンダード
- ②法的定義
- ③ガイドライン、基準の法的位置づけが不明
- ④管理期間が不明
- ⑤「規制」と「実施」が一体化

環境と健康

- ①放射性物質を環境中にばらまく
- ②ほこりの吸い込みで内部被ばく
- ③「年1mSv」はまやかし
- ④作業員の被ばく防護が規定されていない

社会

- ①情報公開の規定なし…住民が事前に知ることができない
- ②自治体は意見を言えるのか？
- ③福島県との約束も事実上反故に

政策立案

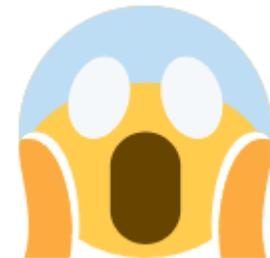
- ①省令の改正のみですませようとしている
- ②公聴会・説明会を開催しない
- ②一般からの意見を聴取しようとする姿勢が見られない

ダブルスタンダード

原子炉等規制法に基づく規則において、セシウムの場合で100Bq/kg以上のものは、敷地から持ち出し再利用することは不可とされている（※クリアランスレベル）。

※クリアランスレベル…放射性物質として扱う必要がないレベルとされている。 $0.01\text{mSv}/\text{年} = 10\ \mu\text{Sv}/\text{年}$

この80倍のレベルの土壌を公共事業や農地に使うことを容認している。



法的根拠

「放射性物質汚染対処特措法」（2011年8月30日）

第四十一条 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

「再生利用」の記述なし



環境省：「再生利用」は「処分」に含まれる

「廃棄物処理法」では「再生」と「処分」は明確に分けている

管理期間が不明

- 「復興再生利用」を「除去土壌を適切な管理の下で利用すること」（省令案第58条の四）とされており、記録や図面を「該復興再生利用に係る措置が終了するまでの間」保存することになっているが（省令案第58条の四第四項）、管理の終了時が示されていない。

その他いろいろ問題

- ✓ 責任主体が不明
- ✓ 報告義務なし
- ✓ 違反しても罰則なし
- ✓ ガイドラインに法的拘束力はなし

8,000Bq/kgのセシウム134・137が100Bq/kgまで減衰するのに190年もかかる。

空間線量率を測定したり、記録したりすることになっているが、誰がいつまでやるのかよくわからない？



第五十八條の四

一 復興再生利用は、次のように行うこと。

イ 第二十六条第一項第一号ロ及び第九号の規定の例によること。

ロ 公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業において行うこと。

ハ 除去土壌が飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

ニ 復興再生利用を行う場所であることの表示がされている場所で行うこと。

ホ 事故由来放射性物質についての放射能濃度を環境大臣が定める方法により調査した結果、復興再生利用によって受ける一般公衆の実効線量が一年間につき一ミリシーベルト以下となるものとして環境大臣が定める放射能濃度の除去土壌を用いること。

二 復興再生利用を行う際には、除去土壌の適切な管理のため、次に掲げる者と協議の上、復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項として環境大臣が定める事項を定めること。

イ 事業実施者（前号ロの事業に係る工事の施工を自ら行う者又は工事の発注者をいう。）

ロ 当該復興再生利用に係る施設若しくは工作物を管理する者又は当該復興再生利用を行う土地を管理する者

三 復興再生利用を行う場所において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、復興再生利用に係る維持管理を開始した場合にあっては、定期的に測定し、かつ、記録すること。

四 次に掲げる事項の記録及び復興再生利用を行った位置を示す図面を作成し、当該復興再生利用に係る措置が終了するまでの間、保存すること。

イ 復興再生利用に係る工事の計画及び設計に係る情報

ロ 復興再生利用に係る除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び復興再生利用に係る除去土壌の量

いつ？

省令案では主語が書いておらず、責任主体が不明
ガイドライン案には書いてあるが、ガイドライン案の法的位置づけが不明

23 (4) 復興再生利用の終了

24 放射能は時間とともに減衰することなどから、放射性物質汚染対処特措法に基づ

25 く様々な措置が不要となる時期が到来する。この時期が到来し、放射性物質汚染対

1 処特措法に基づく様々な措置が終了することを、「復興再生利用の終了」というこ
2 ととする。

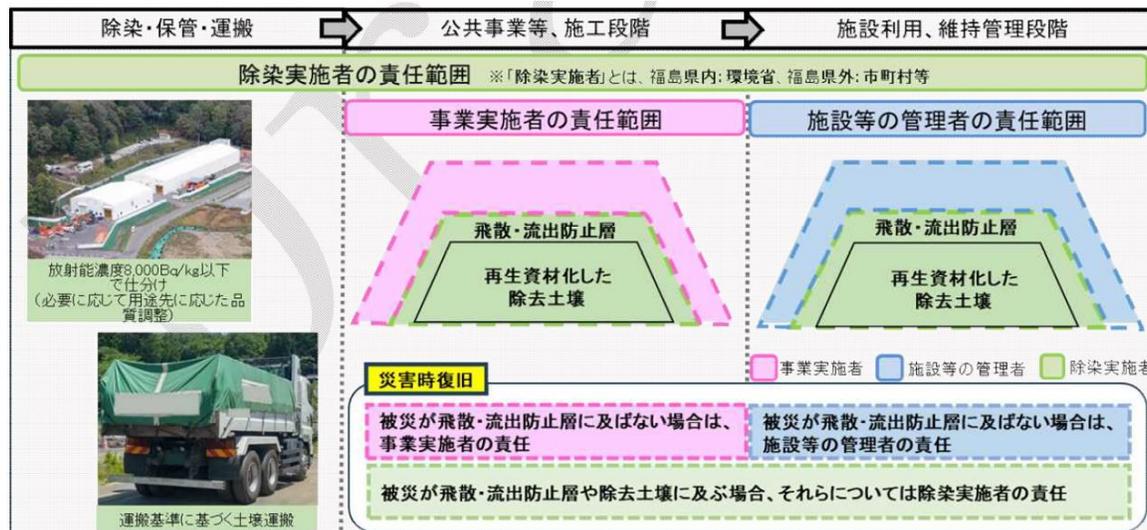
3 なお、復興再生利用の終了の考え方（どのような状態になった場合、あるいはど
4 のような期間が経った場合に、放射性物質汚染対処特措法に基づく様々な措置を終
5 りできるか）については、今後環境省において整理を行う。

[復興再生利用に係るガイドライン（案）](#) p.2-3～4

1 2. 8 関係機関等の関与

2 (1) 復興再生利用の責任主体

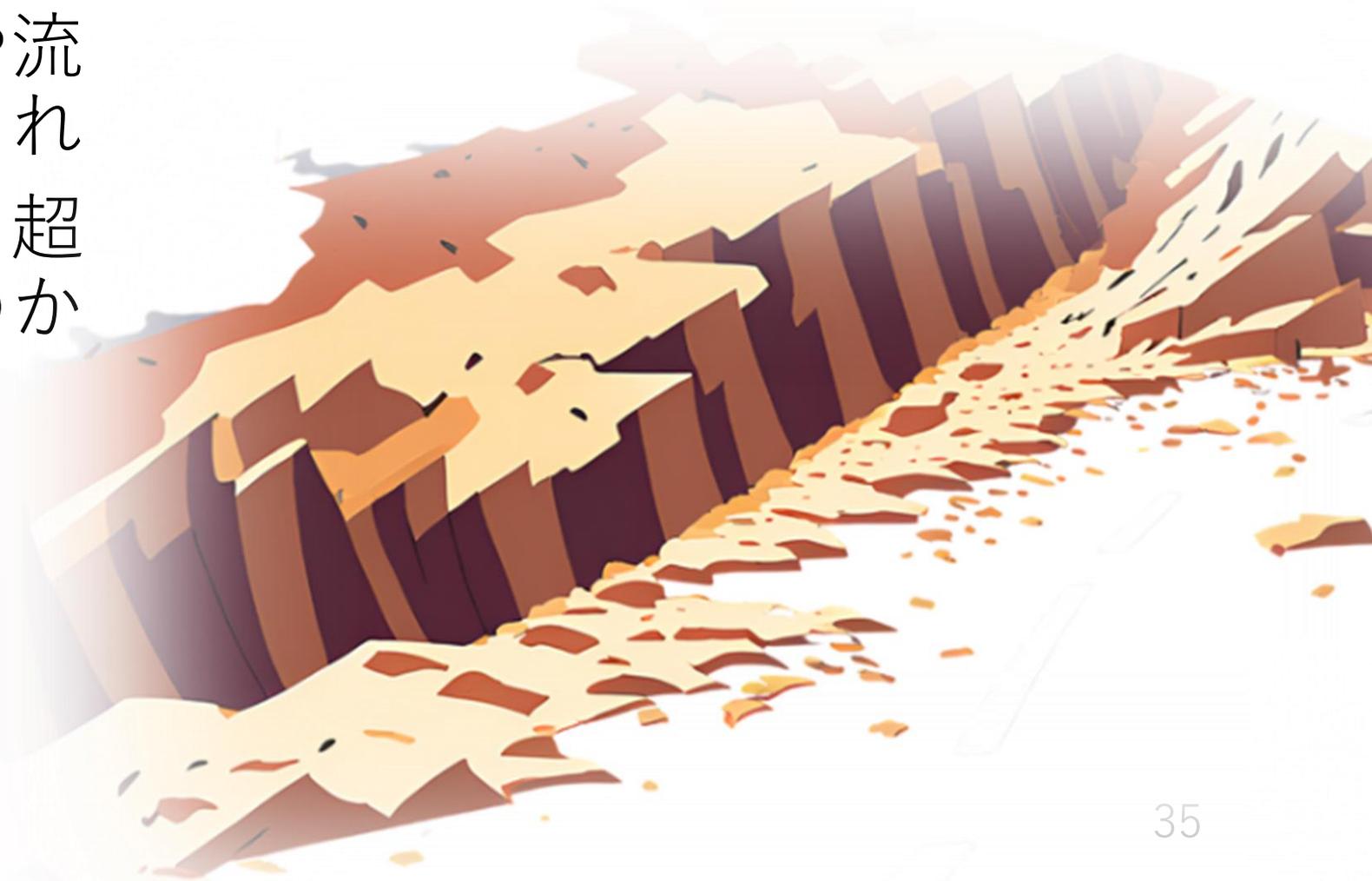
3 復興再生利用は放射性物質汚染対処特措法に基づく行為であり、除染の実施、除
4 去土壌の保管と同様に、**除染実施者が復興再生利用の責任を有している**。具体的に
5 は、図2-14で示すとおり、**除染実施者は、除去土壌の再生資材化や復興再生利用先**
6 **への運搬、再生資材化した除去土壌や飛散・流出防止のための覆土等の覆い（層A）**
7 **についての責任主体となる**。一方、**飛散・流出防止層の上の覆土等（層B）につい**
8 **ては、事業実施者や施設等の管理者が責任主体となる**。



復興再生利用に係るガイドライン（案）p.2-27

環境中に放射性物質を拡散

- 災害時には、崩落や流出などが生じるおそれ
- 構造物の耐用年数を超えた後にどうするのか不明



12 利用場所の選定に当たっては、再生資材化した除去土壌の飛散・流出リスクを総
13 合的に勘案し、人為的な形質変更が想定される場所のほか、下記に例示するよう
14 場所については、利用場所の選定のための調査・計画に当たって十分な検討を行う。

15 また、利用部位の選定に当たっても、「ボックスカルバートや橋台その他の構造
16 物の背面盛土」等の部位については、人為的な掘り返しや地震等での構造物の被災
17 による再生資材化した除去土壌の飛散・流出リスクを総合的に勘案し、十分な検討
18 を行う。

19 (例)

こうした場所を避けるのではなく
「十分な検討を行う」にとどまっている

20 ① 軟弱地盤のある場所

21 ② 地すべり地

22 ③ 地盤が傾斜している場所

[復興再生利用に係るガイドライン \(案\)](#) p.3-2

23 ④ 液状化のおそれがある地盤

24 ⑤ 災害発生時等において迂回路を確保できない道路

25 ⑥ 風水害や地震による飛散・流出リスクが高い場所

26 ⑦ 特定盛土等規制区域等の構造物の周辺のうち、飛散・流出リスクの高い場所 等

ほこりの拡散と吸い込みによる内部被ばく

中間貯蔵施設の掘削→トラックへの積み込み→輸送→荷下ろし→仮置き→再生資材化→積載→輸送→荷下ろし→工事…

- すべての工程でほこりの拡散と吸い込みによる内部被ばくリスクが発生する
- 細かいほこりは広い範囲に浮遊する
- 放射性物質がついた細かいほこりを吸い込みと肺の奥にとどまり、長期にわたり内部被ばくが続く
- 環境省は、こうしたリスクを無視している



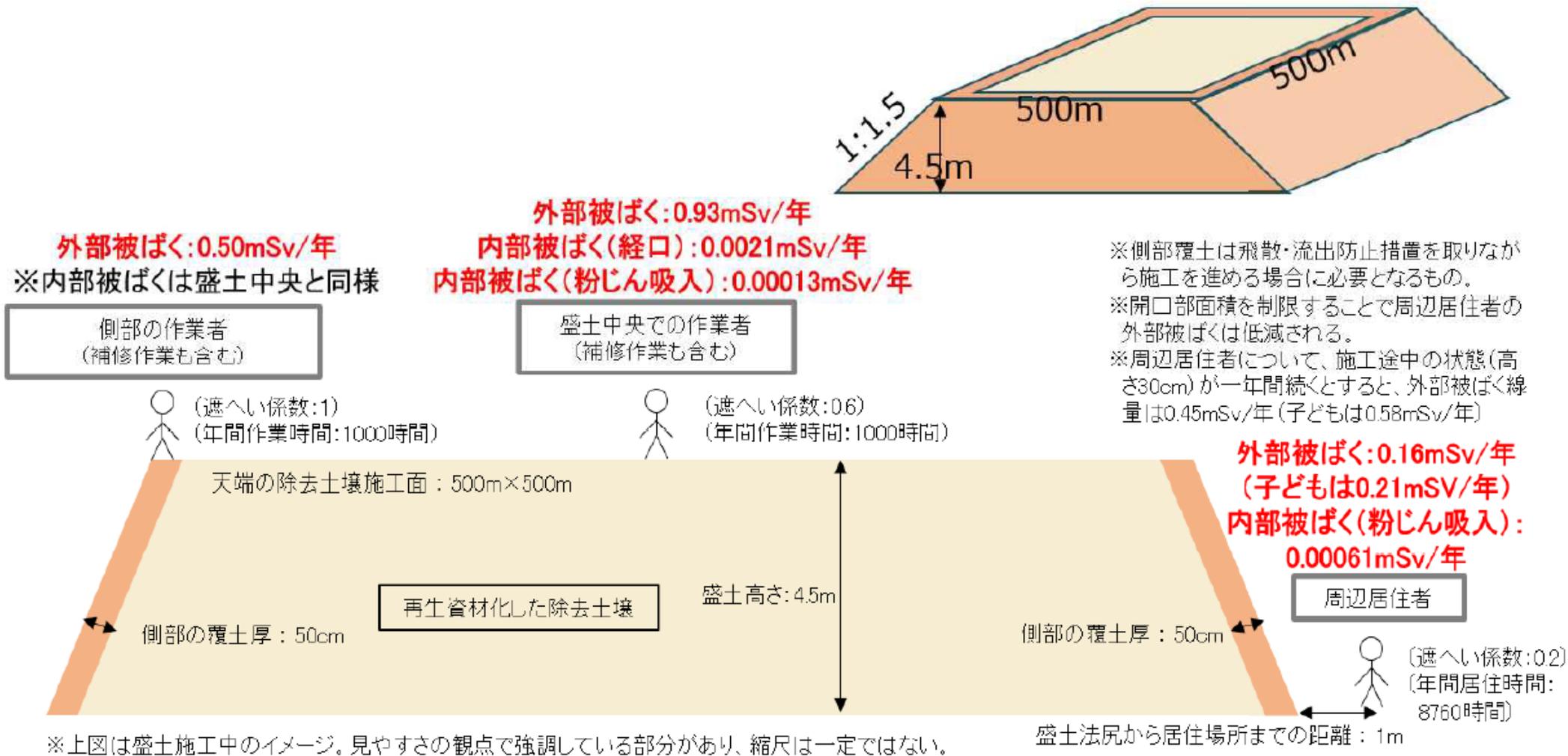
(参照：ちくりん舎 青木一政さん「[汚染土粉塵の拡散と吸入のリスク](#)」)

作業員の被ばく年1mSvのまやかし

黒川 眞一さん（高エネルギー 加速器研究機構名誉教授）による指摘

- 環境省は、汚染土の再利用によって、作業員の被ばく量を最大で年0.93mSvとしている
- この評価は8,000Bqの汚染土を500m×500m×高さ4.5mに積んで、その中心点1mの地点における評価値。
- 普通に計算すると年13.2mSv
- 作業時間を年1000時間とし、3m×12m×厚さ2.2cmの鉄板を敷くことで得られる減衰率0.6をかけてようやく年0.93mSvに

参照：[黒川 眞一「8000ベクレル土壌がもたらす被曝影響」](#)



1

2

図 2-3 追加被ばく評価計算(施工中)の結果

作業員が守られていない

6 前述のとおり、電離則等による放射線障害防止措置の適用は受けないが、除染実
7 施者は、「2. 2. 1 放射線防護の考え方（1）年間追加被ばく線量と除去土壌
8 の放射能濃度」に記載のとおり、防護の最適化の観点から、作業員の更なる追加被
9 ばく線量の低減について検討を行う。また、復興再生利用に係る作業員は、基本的
10 に電離則等の適用を受けず、追加被ばく線量も 1 mSv 以下となることから、一般公
11 衆扱いとするが、再生資材化した除去土壌に近い位置での作業も想定されるため、
12 除染実施者は作業員に対して、利用する土壌に放射性物質が含まれていること、不
13 要な被ばくを避けることが望ましいこと等をあらかじめ留意事項として説明する。
14 また、除染実施者は作業員に対して、施工中の空間線量率の測定により作業環境に
15 おける放射線量を把握することや、作業員の代表者が個人線量計を携帯することに
16 より、作業員の追加被ばく線量を把握することが可能であることを説明することも
17 考えられる。作業員に対する説明の結果を踏まえ、除染実施者は事業実施者と相談
18 の上、必要に応じて対応を検討する。

説明・情報公開の記載なし

- 環境省の省令案・ガイドライン案：事前の説明会開催や情報公開に関する記載なし

※「関係機関等とのコミュニケーションが重要」という記載あり

※「再生資材化した除去土壌の利用場所であることの表示」などをする事となっているが、事前ではない

→住民も知らないうちに、汚染土が公共事業で利用されることになる



1 2. 6 再生資材化した除去土壌の利用場所であることの表示

2 (1) 表示の概要

3 復興再生利用の実施場所においては、再生資材化した除去土壌が利用されている
4 施設等の範囲において自然災害による被災等が発見される場合の除染実施者への
5 通報や復興再生利用に係る理解醸成のため、除染実施者は再生資材化した除去土壌
6 の利用場所であることの表示を1カ所以上で行う。具体的な表示箇所、表示方法等
7 については、除染実施者は施設等の管理者と協議の上決定する。

8 表示における記載事項は以下を基本とする。

- 9 ● 復興再生利用実施場所であることの記載
- 10 ● 除染実施者名と連絡先

11
12 このほか、除染実施者は表示の目的を踏まえ、復興再生利用の目的や意義、空間
13 線量率の測定結果といった関連情報の表示又はこれを確認できる環境省ホームペ
14 ージへのリンク等を表示に記載することが考えられる。

工事の実施場所における表示については書かれているが、事前に説明会を開催することなどについては書かれていない。つまりやらなくてよい？

14 (3) 関係機関等とのコミュニケーション

15 復興再生利用を進めるためには、早い段階からの除染実施者と地域の関係者を含
16 む関係機関等とのコミュニケーションが重要である。

17 除染実施者は、地域の実情等を踏まえ、地域の関係者を含む関係機関等とのコミ
18 ュニケーションを進めていくとよい。例えば、理解醸成の観点から、地域の参画の
19 もと空間線量率の測定を行うこと（「2. 4 空間線量率の測定（施工時・維持管
20 理時）（1）測定位置・測定頻度（4）空間線量率以外の項目」を参照）などが考
21 えられる。

「地域の関係者を含む関係機関等」

→住民とは書いていない

「コミュニケーションが重要である」

→あくまで任意のコミュニケーション、と読める。

つまり事前説明会はやらなくてよい

福島県との約束も事実上反故に

環境省曰く

「30年後、福島県外で最終処分するため、“除去土壌”の量を減らす必要がある。このため、“再生復興利用”が必要」

「“復興再生利用”は“処分”に含まれる」

「“復興再生利用”は福島県内外で行う」

“復興再生利用”は、事実上、道路の下などに汚染土を埋め込むため、「最終処分」となる。

つまり、「県外最終処分」の約束すら反故とされることに

政策決定プロセス

今回の「省令改正案」およびガイドライン案は
全国の公共事業等で汚染土を使う = 全国の一般市民に影響を与え
原子炉等規制法に基づくクリアランスレベルを骨抜きにするもの
…にもかかわらず

- 「省令」の改正のみですませようとしている
- 公聴会・説明会は一度も開かれていない
- 一般からの意見を聴取しようとする姿勢が見られない
- 一方で、電通に多額の国税を流して、「理解醸成活動」は熱心に行っている

議論を避け、印象操作で、放射性物質を含む土の利用は安全であることを宣伝し、反対する人は風評加害者として黙らせる手口。現在ある法規制の趣旨も蔑ろにする脱法行為

オンライン
&
会場

2025年3月1日
14:00~16:30

シンポジウム

原発事故から14年

福島と能登から考えるエネルギーの未来

<第一部>

- ・ FoE Japan制作映像上映「能登半島地震と原発（仮）」
- ・ 能登半島地震と原発…北野進さん／珠洲市在住、志賀原発を廃炉に！訴訟原告団長
- ・ 原発事故と避難…菅野みずえさん／浪江町から兵庫県に避難

<第二部>リレートーク

各地からの報告…原発事故避難者や原発立地・近隣地域などからの報告

<第三部>パネルディスカッション「エネルギーの民主化を実現するために」

小出愛菜さん（一般社団法人 we Re:Act 共同代表）、北野進さん（志賀原発を廃炉に！訴訟原告団長）、高田陽平さん（Fridays For Future Fukuoka、オンライン参加）、松本光（FoE Japanスタッフ）

ご寄付歓迎

FoE Japanは、皆様のご支援に支えられて、原発・エネルギー政策に関する情報分析や発信、政府や議員への働きかけ、福島ぽかぽかプロジェクトの実施などの活動を継続しています。

現在、たいへん財政状況が厳しくなっています。

よろしければご寄付をご検討いただければ幸いです。

